

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（財務課）

### 一 趣旨

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化等を図るため、個人番号を利用することができる事務として県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務を追加等するための改正

### 二 内容

別表第一及び別表第三に県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務の追加等を行う。

### 三 施行期日

令和三年六月一日